

2021年12月7日

弁護団意見陳述

原告ら訴訟代理人 弁護士 津久井 進



原告らが、本件訴訟に踏み切った理由は3点に集約されます。

第1に、須磨多聞線（西須磨）道路の必要が完全に失われているからです。計画決定から既に約53年が経ち、社会状況は劇的に変わりました。交通量も目に見えて激減しています。もはや、この道路事業で公共にもたらされる便益は何もありません。多くの住民の環境や安全を犠牲にして、急カーブの高架を含んだバイパス道路を強行して敷設する理由は、もはや何一つ存在しません。

第2に、神戸市が地域住民の意思を何度も踏みにじってきたからです。西須磨の住民たちは重要な節目で常に声を上げてきました。昭和43年の都市計画決定時、平成7年の震災直後の事業認可時、そして公害紛争調停の節目ごとに、住民は粘り強く対話を求めました。しかし、神戸市はポーズばかりの説明会や配布物を口実に、住民の声には全く耳を貸そうともしませんでした。

第3に、公害紛争調停で前代未聞の不誠実な対応をしてきたからです。第1次調停では調停委員会が法令に基づく「受諾の勧告」を行ったにもかかわらず神戸市の詭弁を弄して受諾を拒否し「みなし打ち切り」となりました。第2次調停には、申請書も見ずに拒絶意思を表明し、実際、一度も出頭しませんでした。地方公共団体が、法令に基づく公害調停をボイコットしたことは歴史上例のない異常事態です。その不誠実さは法令遵守をないがしろにしたものです。

本来、まちづくりは話し合いによって進められるものです。神戸市には「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」があります。このまちづくり条例は、先進的な市民参画の制度として全国に知られていますが、神戸市は、この誇るべき基本方針に、自ら背馳する挙に及んだのです。

神戸市は、一昨年から事業を実行に移し、このコロナ禍にもかかわらず、粛々と工事を進め始め出しました。話し合いによって解決する道を断ち、嘆き悲しむ住民への当て付けのように工事が強行されています。この目の前の現状を少しでも改善するには、もはや訴訟以外に残された選択肢はありません。住民の絞り出す叫びの声を、この法廷で聞き届けていただきたいと思います。

本件の争点は多岐に及びます。この中で、弁護団が特に着目している点を端的に3点だけ指摘します。

まず、本件都市計画は、時代の状況変化に応じて、何度も変更を繰り返してきました。注目すべき平成27年12月7日の変更決定を行った際には、将来交通需要の動向を踏まえて車線数の減少も行っています。実は、このときに最早、道路を敷設する必要が無かったことを明らかにいたします。

次に、もし計画どおりに道路を通したとしても、渋滞の緩和には何ら寄与せず、沿道環境を悪化し、災害時の危険が増大し、交通事故も含めた新たな生活上の脅威が生じます。西須磨地区は、離宮公園や黒松並木をはじめ、神戸市眺望景観50選にも選ばれる風光明媚な歴史的景観が自慢ですが、本件道路はこうした誇りある文化的環境をも破壊します。費用便益分析を踏まえた総合考慮によって百害あって一利なしという事実が浮き彫りになるに違いありません。

そして、手続きにおいても違法があることも指摘しなければなりません。神戸市は住民（自治会）との間で、中央幹線の形状を変更するときは事前に自治会の同意を必要とする約束をしています。平成12年12月29日付の確認書と平成18年1月8日付の誓約書の2本の合意文書が存在します。都市計画法13条1項では、都市計画の立案や実行にあたり当該都市の特質を考慮するものとされているにもかかわらず、神戸市は、この合意文書を全く無視し、それどころか都市計画法の裁量に影響しないと開き直る答弁を行い、事業を進めています。神戸市の確信犯に等しい住民意向無視の姿勢に対して、公正な司法審査が求められています。

原告らは、住民訴訟という枠組みを使って、本件計画に基づく財務会計行為の違法性を問うこととしました。たとえ住民訴訟であっても、公害調停への参加や、審査請求と比較すると、住民にとっては非常に高いハードルです。それでも534人の原告が本件訴訟に当事者として関わっています。

住民主導による持続可能なまちづくりを推進することは、SDGsや弁護士会の決議・宣言等を引用するまでもなく、現代における社会正義の実践です。

裁判所におかれましては、最後の手段として訴訟を選択した原告らの思いを汲んでいただき、本件の本質に迫る審理をいただきたく存じます。

500人以上が原告に名を連ねた重みをふまえ、第1に現場の実情に目を向けていただくために現地実査を伴う手続きを実施すること、第2に原告である住民の声を聞き届けて本件経緯の実態を直視いただくこと、第3に財務会計行為の形式的な側面にとどまらず本質的な違法要素である本件計画変更の問題性を慎重に審査いただくことを、代理人一同、心より希求するものです。

以上